

松くい虫

長和の風

■発行と編集/
長和町役場
建設水道課
TEL 0268-68-3111
FAX 0268-68-4011
平成 26年 7月 発行

松くい虫の被害

松くい虫による森林被害は、学術的には「マツ材線虫病」と呼ばれる。

マツが集団で枯れることは明治38年から知られていたが、その原因が解明されたのは、昭和46年のことで、北アメリカから持ち込まれた侵入微生物である「マツノザイセンチュウ」とそれを運んでマツに感染させる在来昆虫の「マツノマダラカミキリ」によって、マツの枯死が引き起こされることが明らかにされている。

長野県における松くい虫の被害は、昭和56年に旧木曾郡山口村で確認されて以来、被害区域が拡大するとともに、被害量が増大してきた。

長和町も例外ではなく松くい虫被害が増加しており、標高の低い地域から高い地域にその被害は広がっている。学者村では松くい虫の被害が発生しており、現在は町で伐倒駆除を行っている。

松くい虫の駆除方法

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」を保持した「マツノマダラカミキリ」が飛来して、健全なマツの樹皮をかじる

(後食)によって、伝播し拡大していく。

従って、全ての松林の被害木を毎年徹底的に伐倒駆除した場合は、松くい虫被害を減少させることが可能ではあるが、伐倒に係る経費や、地形的条件により伐倒が困難である場合など、被害木の徹底駆除は困難であり、被害の大幅な減少を図ることは難しい。

そこで、「マツノマダラカミキリ」の飛び込みの発生源となる周辺の松林を伐採し、他の樹種に切り替える「樹種転換」などによって、松林を孤立化させる方法もあるが、膨大な費用と労力、時間が必要となり難しい。

他には「マツノマダラカミキリ」の飛来による被害発生から松林を守るために、殺線虫剤の樹幹注入処理や殺虫剤の予防散布などにより、マツ材線虫病への感染を予防する方法がとられている。

これらの方法の中では、単木的な処理で費用のかかる樹幹注入処理や道路沿いなど実施場所の条件が限定される地上散布は、広範囲の松林には向いていない。広範囲を予防する方法としては、空中散布が雄一行いうる有効な方法となっている。

しかし、空中散布も完全な

山であれば良いかもしれないが、長和町のように、山の中には別荘地という条件ではこれも困難になってくる。

殺虫剤を散布するが故、人的被害がないという事実がない限り、無理である。

結局は、伐倒駆除を実施しているのが現状です。

別荘地内の松くい虫駆除

当町では、現在松くい虫の駆除に、国からの補助金と町費で対応している。

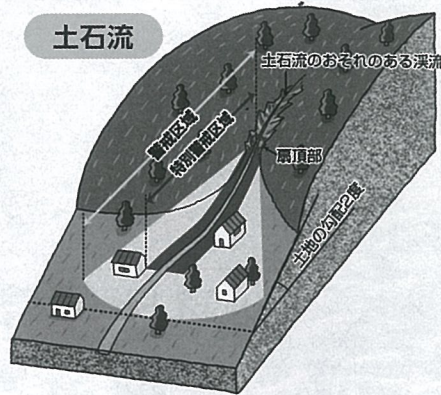
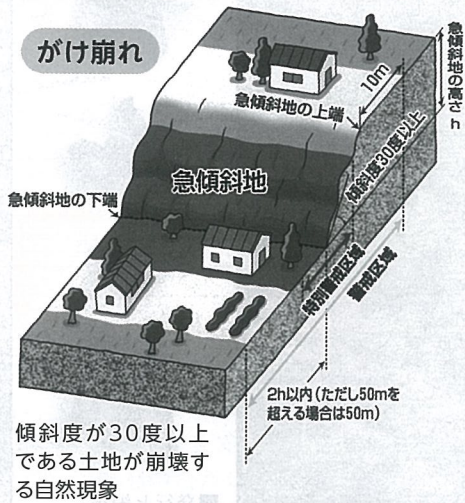
被害の拡大を防ぐために、新しく被害に合ってくる標高の高い部分に国庫補助を導入し、ある程度被害が進んでしまった地域の駆除は、町費によって実施していく事になりました。

別荘地は、まだ被害が大きくない場所ではありますが、作業条件として、家屋があったり電線があったりと、作業のしづらな場所であり1本当たりの経費もかかります。できるだけ早く処理するために、別荘の皆さんにお願いではありますが、松くい虫の被害による赤松は、契約者皆さんの木ではありませんが町で処理作業をさせていただきま

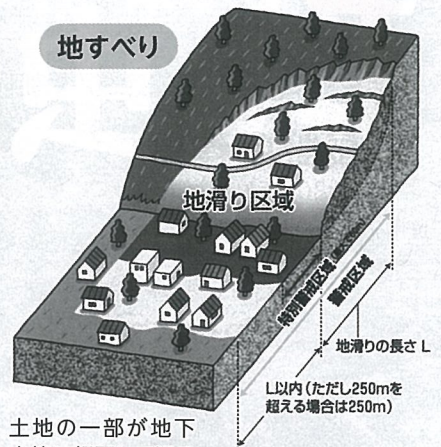
す。ご理解とご協力をお願いいたします。

土砂災害防止法とは

■ 土砂災害とは



山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

■ 区域指定とは

土砂災害防止法では、2つの区域があります。

①土砂災害警戒区域

(土砂災害のおそれがある区域)=通称：イエローゾーン

②土砂災害特別警戒区域(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)=通称：レッドゾーン

■ 現在の町の動き

長野県が土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などの調査を実施します。

24年度和田地区(がけ崩れ、土石流、地すべり)、25年度長門地区(がけ崩れ、土石流)の調査を実施しました。

26年度長門地区(地すべり)の調査を実施します。

この調査によって対象となる土地が区域指定され、指定に合った対策を講じていくことになります。

■ 今後の町の動き

26年度に長門地区(地すべり)調査が終わって、最終的な土砂災害の調査結果が出ます。

町はその結果を受け、土砂災害を記載した「ハザードマップ」を新たに作成し皆さんにお配りします。

また、警戒避難体制の整備を図ります。内容はまだ決まっていませんが、自主防災組織や災害情報発信の仕組みを確立していくこととなります。

お願い

あくまでもこの調査結果は、可能性の話であり区域指定内だからといって必ず災害に遭うことはありません。

また、区域指定外の土地についても、災害がないとは限りません。皆さんには、災害から身を守るために、「日頃の備え」「早めの避難」を心掛けて頂きたいと思います。

学者村で 子育てでできる幸せ♪

竜川 恵美子



私も、学者村三期に在住して早くも十四年を迎えます。引越しの当日は、ちょうど今年のように二月のものとすごい雪でした。当時の管理人さんから「明日の引越は延期されたほうがよいのでは？」とお電話いただきましたが、すでに荷物は引越業者さんのトラックの中：思い出に残る散々の引越しでした。

一人娘はその年の4月から「わかば保育園」に入園しました。印象深い出来事として、役場に転入手続きに行った際「保育園の待機児童数はどのくらいですか？」と伺ったところ、担当の方に「タイキジドウってなんですか？」と言われ、びっくりした記憶があります。転居前の練馬区では、保育園に娘を入れるためにどれだけ苦労したかを思うと、何かふっと気が抜け、のんびりしたい所だなあと思わずにいられませんでした。

またその頃、娘には気管支喘息の持病があり、環境の変化が心配でした。当時の依田窪病院の小児科に大変熱心な先生がいらっ

しゃって、喘息の発作を起こすたびに親身になって治療に当たってくださり、親子共々ずいぶん助けていただきました。そんな娘も、今は高校三年生！中学校時代は吹奏楽部でクラリネットを吹くまでになりました。喘息はすっかり卒業できました。現在青春真っ只中、本当に健康になったと思います。

今考えると、学者村で子育てできたのは実に幸せなことだったようです。春、夏、秋、冬：それぞれの美しい自然の中で暮らすことの豊かさを痛感しています。ヒトとして大変大事なモノを体得できたとともに思います。

最後に長和町の子育て支援について触れます。福祉医療の受給は十八歳まで受けられ、医療費は無料です。保育園の通園は園バスによる送迎、小中学校も通学バスによる送迎があります。児童館も充実しており、安心して学童保育が利用できます。もし若くして田舎暮らしをお考えでしたら、どうぞ学者村で子育てしましょう！お待ちしております。

昨年と運行時間が変わっています。
ご確認ください。

2014

学者村季節バスの運行表

「立科町芦田行き」と「長和町古町行き」の学者村季節バス(10人乗りワゴン車)を運行いたします。ご不明な点などは、学者村総合管理センター(Tel.0268-68-2906)までお問い合わせください。



★季節バスは、下記の出発地と到着地の経路の間であれば、手を上げていただければ停めて乗車することが出来ます。

古町線

運行期間

7月31日(木)～8月17日(日)【※毎日運行】
5月6日(火)～7月29日(火))【※毎週火・木・土曜日運行】
8月19日(火)～12月13日(土)

行き▶総合管理センター発(9時40分) → 1期山の家 → 3期管理事務所 → 長窪古町駅着(10時15分) → やすらぎの湯着(10時20分)

【接続】JRバス：丸子中央病院行き
『長窪古町駅発(10時23分)』→『丸子町着(10時40分)』

帰り▶やすらぎの湯発(13時20分) → 長窪古町駅発(13時25分) → 3期管理事務所発(13時30分) → 1期山の家 → 総合管理センター着(13時40分)

【接続】JRバス：上和田行き
『上田駅(12時40分発)』→『長窪古町駅(13時25分着)』

利用料金は
1回100円
です。

芦田線

運行期間

7月31日(木)～8月17日(日)【※毎日運行】
5月6日(火)～7月29日(火))【※毎週火・木・土曜日運行】
8月19日(火)～12月13日(土)

行き▶3期管理事務所発(10時55分) → 1期山の家 → 総合管理センター(11時10分) → 立科町役場前着(11時20分) → ツルヤ着(11時25分)

【接続】千曲バス：岩村田行き
『立科町役場前発(11時30分)』→『佐久平駅着(12時11分)』

帰り▶ツルヤ発(12時45分) → 立科町役場前発(12時50分) → 総合管理センター発(13時00分) → 1期山の家 → 3期管理事務所着(13時10分)

【接続】千曲バス：芦田行き
『佐久平駅発(11時51分)』→『蓼科町役場前着(12時29分)』

学者村を「終の棲家」に 決めたい理由

神田 容子



五年前、リタイヤの時期も近くなった私たち夫婦は、将来の『終の棲家』を探し始めていました。主人の実家は東京、私の実家は長野、それぞれに老いた母がいました。お互いの母に近いことが理想でしたので、どちらからも同じようにアクセスし易い佐久市、その佐久市から車で一時間の範囲内にある別荘地を候補とし、十ヶ所ほどを訪問し、最終的に学者村に決めました。たくさん別荘地がある中でなぜ私たちは学者村を選んだのでしょうか。

その理由の一つは、学者村が生活圏域であることでした。車で三十分以内で生活必需品を入手でき、医療機関があり、介護サービスを受けられることです。

二つ目の理由は観光地、ゴルフ場、スキー場がすぐ近くにないことです。住居は観光地ではないほうが通年静かに過ごすことができると思っていたからです。

三つ目の理由は、雪が降っても三十センチ以内であること。長靴の長さより短い積雪量であれば雪を片付ける必要がないからです。

四つ目の理由は、学者村が町営であるという点です。大きな信頼です。

五つ目の理由は夏の涼しさです。「標高千メートルであることが理想」とアドバイスをくださったのは、長く学者村に住んでおられる方でした。いろいろな地に生まれ、最終的に選んだ地であることをうかがい、それが決め手となりました。

そして今、ここに暮らして四年になります。人工の光がない夜、静寂の世界が魅力です。四季それぞれの美しさに包まれた私たちの愛しい『終の棲家』となりました。

フキノトウが雪を割って芽生える季節。春は一年で一番ワクワクする季節です。小鳥のさえずりやBGMに森を散策すると、たくさん山の山菜や山野草と出会えます。木々の隙間からは光のハシゴがスーッと降りてきてハッとさせられます。この感動をより多くの方々と共有できたらと思う瞬間です。

学者村

学者村祭り



日時▶平成26年 8月2日(土) 午後3時~

場所▶学者村第1期 山の家広場(予定)

「学者村祭り」運営ボランティア・ ステージ出演者の募集

毎年8月の第1週土曜日に開催されております学者村祭りについて、様々な人との出会いや交流を図り、別荘地の住民参画イベントとして定着することを目的に、当日の運営と一緒にご協力いただけるボランティアの方を募集いたします。

また、お祭りで演奏や舞踊などステージを盛り上げて頂ける出演者を募集いたします。

詳細については、学者村総合管理センター(☎0268-68-2906)までお問い合わせください。

問い合わせ先▶学者村総合管理センター
☎0268-68-2906

美し松

美し松祭り



日時▶平成26年 8月9日(土)
午後4時~

場所▶美し松管理事務所前広場

フリーマーケット・模擬店の 参加者を募集しています。

ご協力いただける方は、美し松管理事務所(TEL0268-69-2732)までご連絡ください。

問い合わせ先▶美し松管理事務所 ☎0268-69-2732

ふれあいの郷

ふれあいの郷別荘利用者 火災消火訓練

日時▶平成26年 8月13日(水)
午前10時~11時まで

場所▶ふれあいの郷管理事務所入口広場

問い合わせ先▶ふれあいの郷管理事務所 ☎0268-69-2541

火災の際の
初期消火訓練です。
大勢のご参加
お待ちしております。

長和町役場(長門庁舎)建設水道課別荘係

☎0268(68)3111 / ☎0268(68)4011

●ホームページ

http://www.villanagawa-nagano.com

学者村総合管理センター

☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191

●メールアドレス

gakushamura@villanagawa-nagano.com

美し松ハイランド管理事務所

☎0268(69)2732 / ☎0268(69)2732

※事務所が休みの日は役場へ転送

●メールアドレス

utsukushimatsu@villanagawa-nagano.com

ふれあいの郷別荘地管理事務所

☎0268(69)2541 / ☎電話と同じ

※事務所が休みの日は役場へ転送

●メールアドレス

fureainosato@villanagawa-nagano.com

美ヶ原高原郷別荘地管理棟

☎0268(88)2167

区画内の 整備について



長和町の別荘地も開発から40年が過ぎました。別荘の経過と共に、樹木も40年かけて成長してきました。大きくなった樹木は風や雪の影響を受けやすく、折れたり倒れたりする危険性を持ち合わせています。立木は別荘地をお持ちの皆さんの所有物です。折れたり倒れたりして隣接する区画に被害があれば補償しなければなりません。

実際、隣接する区画に倒れた木がその区画の家の屋根を破損してしまったり、ガラスを割ったりといったこともあります。その際、倒れた木の処分と、破損した屋根の修繕費と経費がかかっています。

そうならないためにも、別荘へお越しの際は、自分の区画内がどのような状況か確認して頂き、必要であれば整備をお願いします。

管理事務所では、整備に対する相談にお答えします。

業者の紹介、見積の依頼などお手伝いさせていただきます。

編集後記



今年の2月には100年に一度の大雪で、別荘地の皆様には除雪の遅れや情報発信の不備など大変ご迷惑をおかけしました。気象条件は以前と比べ極端になっています。「ゲリラ豪雨」「100年に一度の大雪」「6月真夏日」など、体への影響も懸念される状況です。別荘地は涼しいという概念が変わるかもしれません、皆さん体に気をつけて別荘ライフをお送りください。

